

寒川町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 2 号

寒川町情報公開条例の一部を改正する条例

寒川町情報公開条例(平成 11 年寒川町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。